

別紙②

議員提出議案第12号

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

提出者 豊島区議会議員

松 下 創一郎	有 里 真 穂
竹 下 ひろみ	磯 一 昭
芳 賀 竜 朗	井 上 幸 一

豊島区議会議長 島 村 高 彦 様

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年豊島区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「90万1, 100円」を「93万800円」に、「78万6, 700円」を「81万2, 600円」に、「64万9, 300円」を「67万700円」に、「62万7, 900円」を「64万8, 600円」に、「60万8, 700円」を「62万8, 700円」に改める。

第8条第2項中「100分の202. 5」を「100分の205」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

（説 明）

区議会議員の議員報酬月額及び期末手当の支給月数を改めるため、本案を提出いたします。